

熱中症対策等に関するアンケート (速報、抜粋)

令和4年11月28日

一般の方へのアンケートの概要

一般の方へのアンケート

期間:2022年10月6日(木)~10月12日(水)

対象(=回答数): 47都道府県×各200名=9,400名

方法:調査会社を通じたWEBアンケート

結果の概要:

- ・クールシェルターやクールシェアスポットについて、**居住地域にあると回答したのは7%** だった。
- ・熱波の発生については62%が可能性を考えていた。
- ・熱波発生時に、節電や家計への負担の観点等から、34%がエアコンの使用を控える又は 使用していないと回答
- ・熱波の発生した場合に向けて、**行政が行う対応として**、**警報などの情報発信が52%**で最も高く、**エアコン設置等の補助が40%**、**クールシェルター等の設置・開放が32%**との回答であった。
- ・クールシェルターやクールシェアスポットは64%が必要と回答

自治体へのアンケートの概要

自治体へのアンケート

期間:2022年10月3日(月)~11月4日(金)

対象:47都道府県+約1,800市区町村の自治体

(熱中症対策担当部局)

回答数:自治体…631団体(参考…昨年度の回答自治体数…802団体)

方法 : WEBアンケート

結果の概要:

- ・担当部署は、**保健/健康/福祉部局が97%で防災部局が34%、教育委員会/学校関係部局が31%、環境部局が21%**であった。
- ·<u>予算不足、人手不足に加えて、人材不足や部署間の連携不足が課題として回答。また情報</u> 共有の場を82%設けていなかった。
- ・<u>熱中症の発生状況を多くの自治体(59%)が把握しておらず、災害時の計画もほとんど</u> の自治体(88%)が未作成
- ・クールシェルター(涼みどころ)などについて77%が未設置であったが、約95%が対策として必要と考えていた。設置している自治体(市区町村)における設置数は、中央値16箇所であった。
 ※平均値52箇所、最大1000箇所。なおクールシェアスポット等と重複の可能性あり。

(参考)

アンケートの実施方法

①国民(一般の方)向け

• **期間:**2022年10月6日(木)~10月12日(水)

• 対象(=回答数):47都道府県×各200名=9,400名

方法:調査会社を通じたWEBアンケート

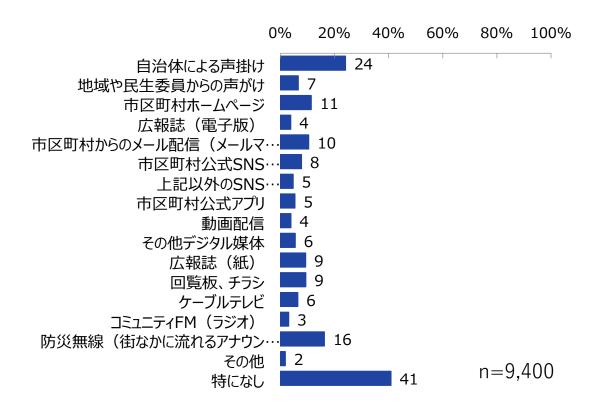
・設問内容

※200名の内訳(我が国の人口	構成を考慮)
青年層(18~22歳)	20名
勤労層(23~64歳)	120名
高齢層(65~89歳)	60名

熱中症対	対策について	暑さ指数	(WBGT) について
1	暑さ情報の入手先	15	暑さ指数(WBGT)の活用について
2	参考にする情報	16	WBGTの発表内容・方法
3-1	暑さが厳しくなるときにとる対応	暑熱順化	について
3-2	普段心がけていること	17	暑熱順化の認知
4	予防行動を強化する情報提供方法	18	梅雨明けすぐの情報提供内容
5	お住まい地域のクールシェルター等	顕著な高	温について
熱中症警	養戒アラートについて	19	カナダ等で起きた顕著な高温
6	アラートの認知	20	顕著な高温が日本で起こる可能性
7	アラートの発表の有無の認知	21	顕著な高温時のエアコンの使用
8	アラートの入手先	22	自治体が行うべきと考える対策
9	アラートを確認した時間帯	23	クールシェルター等の必要性
10	アラート発表による意識変容		
11	アラート発表による行動変容		
12	アラート発表による生活への影響		
13	生活への影響について(自由回答)		
14	アラートの発表内容・方法		

Q4 あなたはどのようなところから情報共有があると、熱中症の予防行動をより一層 強化すると思いますか。

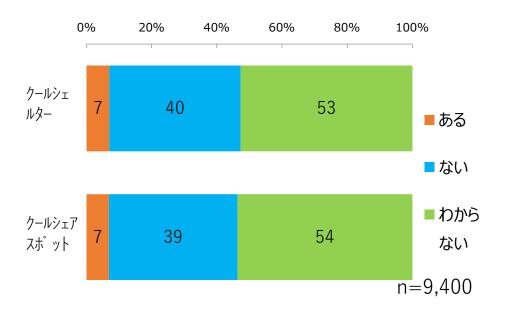
対策の契機として**自治体の呼びかけが24%**、防災無線が16%



Q5 あなたがお住まいの市区町村内に、クールシェルター(涼みどころ)やクールシェアスポットはありますか。

居住地域にあると回答したのは7%だった。

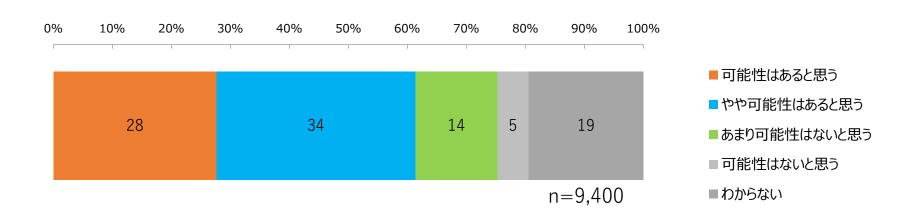
クールシェルターはわからないが53%、ないが40%と続いた。 クールシェアスポットはわからないが54%、ないが39%と続い た



アンケート調査結果 【顕著な高温発生時の行動】

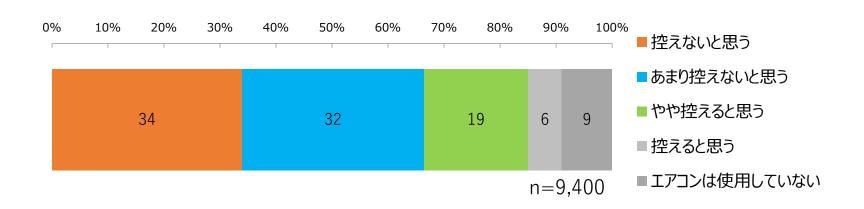
Q20 あなたがお住まいの地域で、これまでにない高温(いわゆる熱波)が発生する可能性はあると思いますか。

熱波の発生については62%が発生の可能性があると思っていた。



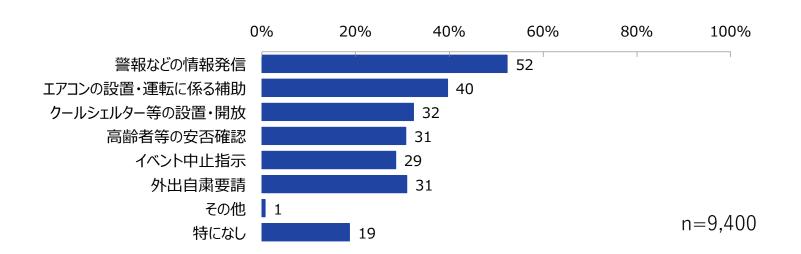
Q21 これまでにない高温(いわゆる熱波)が発生した場合、家庭での節電や家計への負担の観点からエアコンの使用を控える可能性があるとおもいますか。

34%がエアコンの使用を控える又は使用していないと回答した。



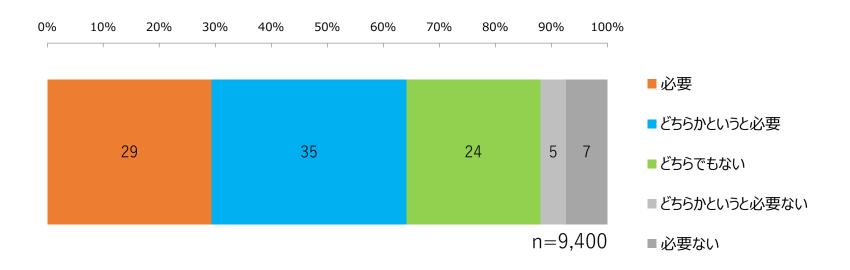
Q22 これまでにない高温(いわゆる熱波)が発生した場合に向けて、行政が行う必要があると思う対策をお答えください。

<u>警報などの情報発信が52%で最も高く、エアコン設置等の補助が40%、クールシェルター等の設</u> <u>置・開放が32%</u>と続いた。



Q23 これまでにない高温(いわゆる熱波)が生じた場合に備えて、高齢者や生活困窮者を守るためにも、クールシェルター(涼みどころ)やクールシェアスポットなどが身近に必要だと思いますか。

クールシェルターやクールシェアスポットは64%が必要と回答した。



アンケートの実施方法

②自治体向け

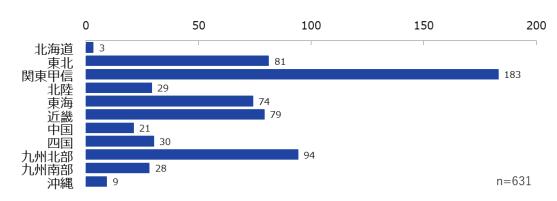
期間:2022年10月3日(月)~11月4日(金) 対象:47都道府県+約1,800市区町村の自治体

(熱中症対策担当部局)

回答数:自治体…631団体

方法 : WEBアンケート

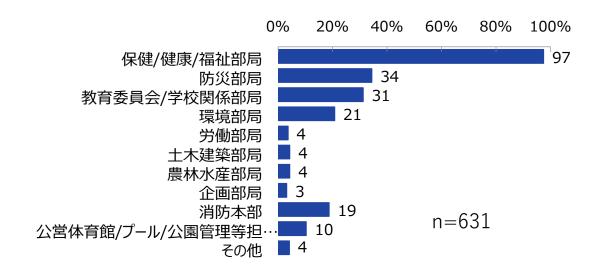
(参考…昨年度の回答自治体数…802団体)



熱中	定対策について	熱中症	E警戒アラートについて
1	対策実施部署	18	アラートの入手
2	実施している対策	19	アラートの入手先
3	梅雨明けまでの対策開始について	20	アラートの周知
4	実施できていない対策	21	周知している部署
5	実施できていない理由	22	周知している時間
6	熱中症発生状況の把握の有無	23	アラートの活用
7	対策を強化していくべき箇所・場所	24	アラートを活用していない理由
8	会議体や協議体の有無	25	アラートを受けて強化を図った対応
9	会議体や協議体での共有事項	26	今後のアラートの活用予定
10	取組計画の有無	27	アラート発表時の課題、困っていること
11	取組計画の内容	28	アラート以外で参考にしている情報
12	クールシェルター等の設置状況	29	アラート発表時の訓練
13	クールシェルター等の定義と設置数	30	アラートの発表単位
14	クールシェルター等の確保の可能性	顕著	な高温の発生について
15	クールシェルター等の民間事業者への確保の要請	31	将来的な顕著な高温の発生について
16	高齢者世帯へのエアコン購入・電気代の補助の有無	32	顕著な高温が発生したときの対応
17	高齢者世帯へのエアコン購入・電気代の補助の継続可能性	33	顕著な高温が発生したときの私権の制限を伴うような措置
		34	顕著な高温が発生したときの課題、困ること
		35	顕著な高温が発生したときの訓練

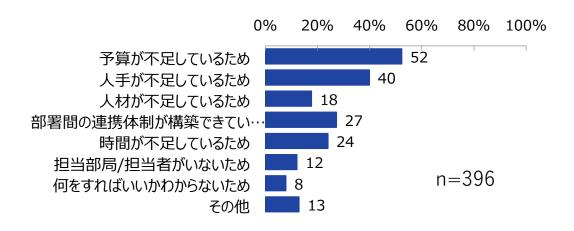
Q1 貴自治体で熱中症対策を行っている部署をお答えください。

保健/健康/福祉部局が97%で防災部局が34%、教育委員会/学校関係部局が31%、 環境部局が21%であった。



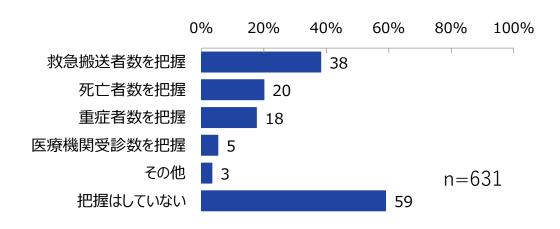
Q5 実施すべきだと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるものを全て お答えください。

予算の不足が52%、人手の不足が40%と続いた。また、**人材不足や部署間の連携不足が 課題**として回答



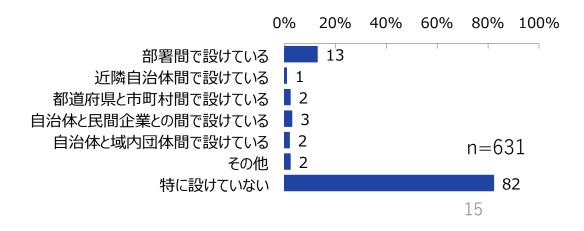
Q6 消防庁では、消防機関、医療機関及び都道府県の協力により、平成20年から熱中症による救急搬送人員の調査を実施しています。 貴自治体内における熱中症の発生状況の把握をしていますか。

把握していないが59%と最も高く、救急搬送者数の把握が38%と続いた。



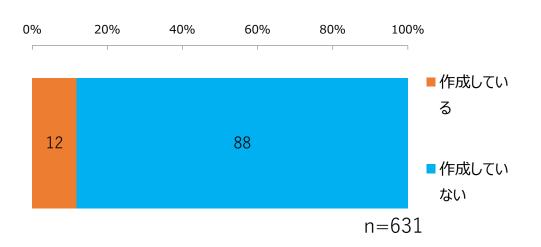
Q8 貴自治体において、熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場(会議体や協議 体等)を設けていますか。

特に設けていないが82%と最も高く、部署間で設けているが13%と続いた。



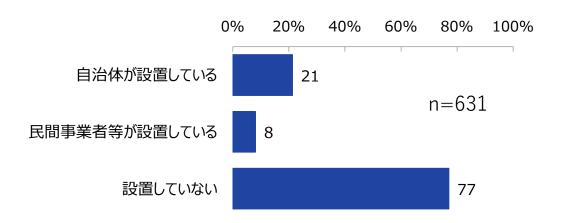
Q11 貴自治体において災害時の熱中症対策について、何らかの計画を作成(防災計画等の一部に熱中症対策に関する内容が盛り込まれているものも含む)していますか。

88%が作成していないと回答。



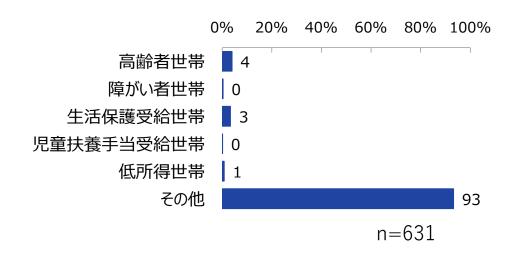
Q12 貴自治体において、クールシェアスポット、クールシェルター(涼みどころ)などを設置していますか

設置していないが77%と最も高かった。



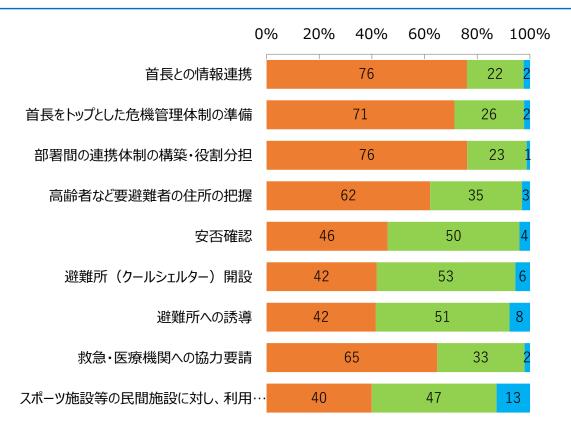
Q16 貴自治体において「高齢者世帯へのエアコン購入・電気代補助」を行っている場合、どなたを対象に実施していますか。

高齢者世帯4%、生活保護者世帯が3%となった。



【顕著な高温発生時の行動】

Q32 このような高温が発生した場合、地域においてどのような対策が必要かつ対応可能 と考えていますか。



- ■必要且つ対応可能(対応できる可能性が高い)
- ■必要だが対応できない(対応できない可能性が高い)
- ■必要ではない

熱中症対策アンケート調査結果 【熱中症対策】

- Q13 クールシェアスポット、クールシェルター(涼みどころ)とはどのようなものであると考えていますか。また、クールシェアスポット、クールシェルター(涼みどころ)は貴自治体内に何箇所ありますか。
 - ※クールシェアスポットとは、一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。クールシェルター(涼みどころ)とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所とされるが、両者は重なる場合も多い。

一部の自治体において、暑さ対策の一環として、避暑のための施設等が設置・活用されている。

避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数 125/592(21%)

※設置数の中央値:16(平均値52、最大値1,000)

令和4年環境省アンケート調べ、回答市区町村数 592、避暑のための施設等=クールシェアスポット又はクールシェルター(涼みどころ)注:クールシェアスポットとクールシェルター(涼みどころ)で重複の可能性あり)

クールシェアスポット(一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。)

- ○自治体による定義の例
 - ・ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など涼しい場所に集まる。
 - ・クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
 - ・市民が気軽に涼める場
 - ・夏のエアコンの使い方を見直し地域で涼を分かち合うことができる施設
 - ・空調管理ができ不特定多数が涼め休憩が出来る場所、水分補給の出来る場所、日陰やミストシャワーなど屋外でも体感温度を下げられるような場所など
- ○施設の例:公共施設(体育館、図書館、公民館、美術館、福祉施設、公園等)、商業施設(ショッピングセンター、デパート、飲食店等)等

クールシェルター(涼みどころ)

(クールシェルター(涼みどころ)とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所)

- ○自治体による定義の例
 - ・市民が外出時に暑さで体調不良を感じた際に水分補給などをしながら休憩することができる場所(熱中症避難所)
 - ・外出時の熱中症予防対策、暑さの避難場所
 - ・個人が好きなタイミングで涼しさを味わうことができる場所
 - ・市民が気軽に涼める場
 - ・熱中症予防を目的として提供される休憩所
- ○施設の例:公共施設、協力店舗、郵便局等